第三条の三第三項第一号中「及び第二号」を「、第二号及び第六号」に改める。

第三条の四第一項第四号中「舷窓」を「舷窓」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　密閉区画における救助操練　保護具、船内通信装置及び救助器具を使用し、並びに救急措置の指導を行うこと。

第三条の四第二項中「並びに非常操舵操練」を「、非常操舵操練並びに密閉区画における救助操練」に、「第五項」を「第六項」に改め、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に、「第六項」を「第七項」に改め、同条第七項中「おいては、」の下に「海員に対する操練のうち、第一項第五号に掲げる操練は」を加え、「海員に対して第一項第五号に掲げる操練を」を「同項第六号に掲げる操練は少なくとも二月に一回、それぞれ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「においては、旅客の乗船後二十四時間以内に旅客に対する避難のための操練を」を「であつて、出港後二十四時間を超えて船内にいることが予定される旅客が乗船するものにおいては、当該旅客に対する避難のための操練を当該旅客の乗船後最初の出港の前又は当該出港の後直ちに」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　海員に対する操練のうち、密閉区画における救助操練は、少なくとも二月に一回実施しなければならない。

第十一条第二項第十八号を同項第十九号とし、同項第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三　船員労働安全衛生規則第七十一条第二項第八号の規定により検知を行つたとき。

第二号表第一号中「コロナウイルス属」を「ベータコロナウイルス属」に、「、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH五N一であるものに限る。）」を「、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する鳥インフルエンザ」に、「鳥インフルエンザ」を「第九号」に、「行なつている」を「行つている」に、「とびら」を「扉」に改め、同項第七号中「次に」を「とびら」を「扉」に改め、同項第八号中「行ない」を「行い」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　前号に規定する間、くん蒸に使用した薬品が漏れることにより危害が発生するおそれのある場所において、航海中少なくとも八時間に一回くん蒸に使用した薬品の量について検知を行い、安全性を確認すること。

別表第一中「コロナウイルス属」を「ベータコロナウイルス属」に、「鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH五N一であるものに限る。）」を「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する鳥インフルエンザ」に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」を「同法」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第一条中船員法施行規則第二号表第一号の改正規定及び第二条中船員労働安全衛生規則別表第一の改正規定は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第十七号

平成二十七年一月二日、皇居において、新年一般参賀を次のとおり行う。

平成二十六年十二月八日

宮内庁長官　風岡　典之

一　参賀者は、午前九時三十分から午後二時十分までに正門から参入し、宮殿東庭において参賀の上、坂下門、桔梗門又は乾門から退出する。

二　参賀者の資格に制限はなく、服装は任意とする。

○

参賀行事を妨げ、又は他に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者は、参入できない。

○法務省告示第五百三十一号

宮城県栗原市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年一月八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、栗原市役所又は仙台法務局古川支局に照会すること。

平成二十六年十二月八日

法務大臣　上川　陽子

宮城県栗原郡藤里村藤澤三十三番地　二上　東助

○公安審査委員会告示第一号

平成二十六年十二月一日、公安調査庁長官寺脇一峰から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第十二条第一項後段の規定に基づき、左記第一記載の団体に対する処分の請求があったので、同法第二十六条第三項の規定に基づき意見陳述の機会を付与することとし、同法第二十六条第四項及び第五項において準用する同法第十七条第二項の規定に基づき、左記第二記載のとおり公示する。

平成二十六年十二月八日

公安審査委員会委員長　房村　精一

記

第一　被請求団体

一　名称

平成十二年一月二十八日、公安審査委員会によって、三年間、公安調査庁長官の観察に付する処分を行う決定を受け、平成十五年一月二十三日、平成十八年一月二十三日、平成二十一年一月二十三日及び平成二十四年一月二十三日に、同決定に係る処分の期間を更新する決定を受けた「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」

二　主たる事務所の所在地

1　埼玉県越谷市北越谷一丁目二十番六号「さくらマンション」一〇一号室

2　東京都世田谷区南烏山六丁目三十番十九号「ＧＳハイム烏山」二〇一号室

三　代表者

氏名　麻原彰晃こと松本智津夫

昭和三十年三月二日生（当五十九年）

職業　団体主宰者

居所　東京都葛飾区小菅一丁目三十五番一号　東京拘置所

四　主幹者

1　氏名　高橋利通

昭和三十三年七月二十三日生（当五十六年）

職業　団体役員

住所　大阪府大阪市生野区新今里三丁目十番十三号

2　氏名　田中重光

昭和三十三年一月四日生（当五十六年）

職業　団体役員

住所　北海道札幌市豊平区美園一条三丁目一番二十四号

3　氏名　上祐史浩

昭和三十七年十二月十七日生（当五十一年）

職業　団体役員

住所　東京都世田谷区南烏山六丁目三十番十九号「ＧＳハイム烏山」二〇一号室